

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2106247 号
令和 3 年 6 月 24 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 4 月 26 日付け令 03 原機（科保）018（令和 3 年 6 月 18 日付け令 03 原機（科保）031 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 3 月 30 日付け原規規発第 21033017 号で許可した核燃料物質使用変更許可申請書の保安規定への反映のため、JRR-3 について、以下の変更を行う。

- ①中性子散乱実験用貯蔵箱の設置に伴う核的制限値の追加
- ②中性子散乱実験装置における核燃料物質の使用上の最大取扱量の明確化
- ③中性子散乱実験用貯蔵箱の設置に伴う使用施設等の管理を行う者の職務の明確化

2. プルトニウム研究 1 棟に係る規定の削除

プルトニウム研究 1 棟について、令第 4 1 条該当施設から令第 4 1 条非該当施設への変更¹に伴い、保安規定「第 4 編プルトニウム研究 1 棟の管理」等において、当該施設に係る規定の削除を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－1. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織、核燃料物質の管理等が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－2. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、中性子散乱実験用貯蔵箱の設置に伴い、施設管理者が管理する施設の範囲を明確にするため、JRR-3 管理課長の職務について、設置した中性子散乱実験用貯蔵箱を含む貯蔵施設に係る使用、運転及び保守等に係る業務を行うこと等が定められていることを確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 3 号に関する審査基準を満足していると判断した。

2. 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号（使用施設等の操作）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号に関する審査基準は、核燃料物質の臨界管理について定められていること等を求めている。

規制庁は、中性子散乱実験用貯蔵箱の設置に伴い、核燃料物質使用変更許可申請書

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 4 1 条に該当する核燃料物質を使用する施設を令第 4 1 条該当施設とし、令第 4 1 条該当施設を除く使用施設等を令第 4 1 条非該当施設という。

の記載のとおり、核的制限値が定められていること、また、JRR-3 管理課長、利用施設管理課長、実験施設管理者及び研究炉技術課長は、中性子散乱実験用貯蔵箱及び中性子散乱実験装置を含む核燃料物質の使用等を行う際には、核的制限値を超えないことを確認することが定められていることを確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号に関する審査基準を満足していると判断した。

3. 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 1 0 号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 1 0 号に関する審査基準は、核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、貯蔵施設における貯蔵の条件が定められていること等を求めている。

規制庁は、中性子散乱実験装置における核燃料物質の最大取扱量及び中性子散乱実験用貯蔵箱における保管量が、核燃料物質使用変更許可申請書の記載のとおり定められていることを確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 1 0 号に関する審査基準を満足していると判断した。

4. プルトニウム研究 1 棟に係る規定の削除

規制庁は、令第 4 1 条該当施設から令第 4 1 条非該当施設への変更に伴い、当該施設に係る規定が削除されていることを確認した。

なお、上記のほか、記載の適正化については、注記番号の追加であり、適切に反映されていることを確認した。